

## 技術提案書等作成要領

### 1 提出書類

財政援助団体監査等事前調査支援業務（以下「本業務」という。）の入札に関して、以下のとおり技術提案書等を提出すること。

- (1) 技術提案書（紙媒体） 正本1部、副本6部
- (2) 技術提案書（電子媒体）1部（CD-R 又は DVD-R に副本の電子データ一式を保存したもの）

### 2 記載事項

本業務の仕様書の内容を踏まえ、以下の事項についてその順序に従い技術提案書に記載すること。

また、意味が多義・曖昧で共通認識がとりにくい表現は避け、具体的に何を行うのかを明確にすること。（共通認識がとりにくい表現の例 ○○づくり：まちづくり、健康づくり、賑わいづくり、空間づくり等）

	提案項目	提案を求める具体的な内容
1	業務実施体制	実施対象の監査における専門的な知識、経験を有する人材の配置を十分に行うこと。 業務を効率的に遂行するための業務責任者、チームリーダー、担当者の連携についての考え方を示すこと。また、着実に業務を遂行するためのバックアップ体制や担当者へのサポート体制を記載すること。 なお、提案にあたっては、仕様書「5 業務の内容・方法等（令和6年度）」に則して実施体制を記載すること。
2	業務実施スケジュール	監査対象に応じた業務の進め方の提案（事前準備など）があれば、記載すること。また、提案にあたっては、仕様書の実施時期、業務内容を踏まえたスケジュールとすること。
3	調査方法	パブリックセクターと民間企業の監査との一般的な違いを明確にし、実査、ヒアリング等具体的な調査方法を記載すること。 実施対象の特性及びリスクアプローチに基づく効果的な調査方法を提案し、パブリックセクターにおける新たなリスク等（感染症による環境の変化など）への調査手法があれば記載すること。
4	業務報告書	業務報告書は本業務の重要な成果物であるため、その内容及び記載方法をイメージできるように、作成例を具体的に記載すること。 単に発見された不備等の報告ではなく、今後の適正な運営の確保に資する報告書のイメージを提案すること。
5	自治体監査業務等の実績	平成30年4月1日以降の国、地方公共団体、パブリックセクター等を対象とした監査の実績を記載すること。また、当該監査において発見した不備や提案された改善策があれば、記載すること。 なお、副本には、実績により提案者が判別できる記載とならないよ

		う留意すること。
--	--	----------

※上記以外に、実施するうえでの貴社のアピールできるポイントや提案したいことがあれば、記載すること。

### 3 作成方法

- (1) 正本（1部）の表紙については、「本業務（前記の業務名を記載）技術提案書」、宛名は「堺市長」と記載すること。  
商号又は名称、所在地、代表者職氏名（本市業者登録時に本店以外の契約先を設定している場合は、契約先の商号又は名称（支店、営業所等）、所在地、受任者職氏名）を記載すること。また、下欄には担当者連絡先を記載すること。
- (2) 副本の表紙については、「本業務（前記の業務名を記載）技術提案書」、宛名は「堺市長」と記載するのみで、社名等の記載や押印を一切行わないこと。
- (3) 電子媒体の表面には、商号又は名称を記載すること。

#### 【留意事項】

- (1) A4判（縦横は自由）を使用し、両面とすること（図面等など一部A3判も可）。
- (2) 日本語、日本円で表記すること。
- (3) 図面等を除き、文字の大きさは10.5ポイント以上とし、左右に20mm程度の余白を設定すること。
- (4) 表紙、目次、補足資料等を除き、ページ番号を付し10ページ程度に収めること。
- (5) 提案内容が理解しやすいよう簡潔かつわかりやすい表現で記載すること。また、提案内容の考え方や根拠、理由等を具体的に記載すること。
- (6) 理解しづらい用語や専門用語には脚注を付記すること。
- (7) 本市が提示した仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記載に終始しないこと。このような提案については、評価が大幅に低くなる場合がある。
- (8) 提案された内容は契約内容の一部となるため、実現性が低い提案は行わないこと。
- (9) 副本には、提案者が判別できるような記載、表現、ロゴ及び用紙などは一切使用しないこと。判別できない場合には失格にすることもあるので十分確認した上で提出すること。

### 4 その他

- (1) 提出された技術提案書等の修正、差替え又は追加資料等の提出はできない（ただし、本市の指示によるものを除く。）。なお、提出された書類は入札結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- (2) 提出された技術提案書等は審査に必要な範囲内で複製する場合がある。